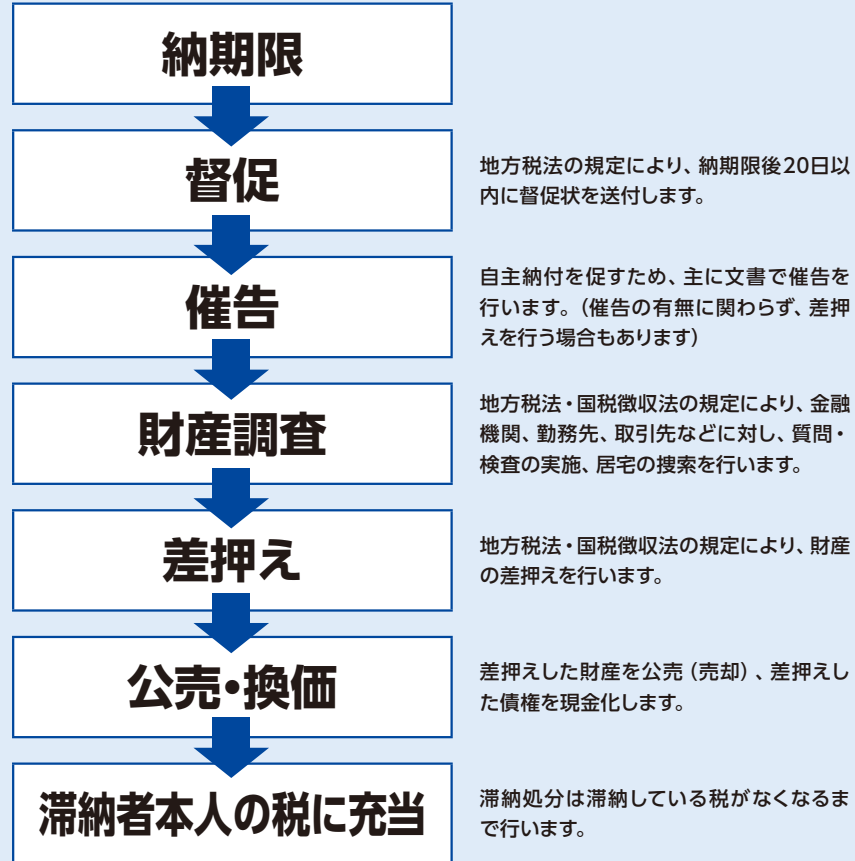


市税などの滞納整理の流れ

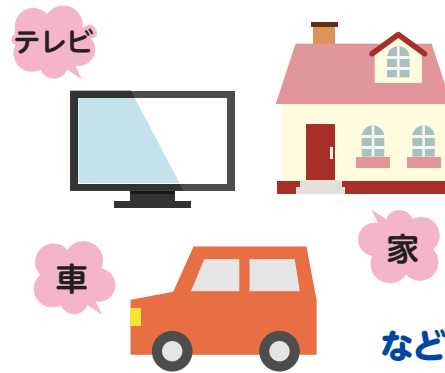
市税などを納期限までに納付しない場合、おおむね次の手順で滞納整理を行います。



納税の公平性を保つために滞納処分を実施しています

滞納処分とは、国税徴収法に基づき、滞納者の不動産(土地・建物)、給与、預貯金などの債権、動産(自動車・電化製品・骨董品など)を差押え、強制徴収することです。納期限内に納付した人と期限を超過し納税催告を行っても納付しない人(滞納者)との納税の公平性を保つため、滞納者に対して、市が強制的に市税を徴収するための手続きをいいます。

..... たとえば



市税滞納処分(差押え)実施状況(令和元年度)		
動産	2件	
預金	98件	
給料など	32件	
合計	132件	

岩手県地方税特別滞納整理機構とは?

市町村の納税催告に応じない滞納者や高額滞納者などについて、滞納処分を前提として各市町村から機構に事務が移管されます。事務局は岩手県庁内です。機構では、市町村と連携し法律に基づいて、財産調査や捜索、差押え、公売処分などを行います。機構と市町村が共同で徴収を確保します。

市税務課 債権管理室
☎27-8417



忘れていませんか?税金の納付

納税は社会の基本的なルールです

市税や保険料は、市が皆さんに提供する行政サービスの大事な財源です。滞納すると財産が差押えとなる場合もありますので、納期限内に納付しましょう。

多くの皆さんは厳しい経済状況の中でも、納期限内に税金(市税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料)や保険料(介護保険料、後期高齢者医療保険料)を納めています。

しかし、病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金が納められず、納税相談に来る人がいる一方で、納めることができない経済状況にもかかわらず納めないケースや、少額の分納

滞納が累積して高額となつてくる納税者も少なくありません。市は、このような滞納者、長期の少額分納者に対し、財産の差押えを実施しています。

また、市は専門的に滞納整理を行う「岩手県地方税特別滞納整理機構」に加入しており、市の納税催告に応じない場合は、事務を機構に移管することもあります。市と機構が共同で滞納整理を行うことで、徴収を確保するとともに納税の公平性を図ります。

納付が遅れると延滞金が発生したり、財産の差押えとなる場合もあります。納期限内の納付に皆さんのご理解をお願いします。

税金の納付に関する相談や問い合わせ先
市税務課 債権管理室
☎27-8417

遅くなったけど納めたい。どうすればいいの?

市役所または金融機関で納めることができます

税金などを納期限までに納めることができなかつた場合は、次の場所で納めることができます。

- 市役所税務課(市役所第1庁舎1階)
- 市指定金融機関窓口
- 各地区生活応援センター(釜石地区を除く)

納付の際は市税務課から送付された納付書または督促状を持参してください。※ゆうちょ銀行は東北6県のみ使用可能。それ以外の地域では専用の振込用紙が必要です。希望される場合は市税務課管理係(☎27-8417)へご連絡ください

口座振替にしているけど、残高不足だったときは?

「振替不能のお知らせを納付書と一体となったもので通知」

振替日(納期限)に預貯金の残高不足などのため振替できなかった場合には、市から「口座振替不能のお知らせ」を送付します。新しい有効期限が設定された納付書となっておりますので、納付書に記載の市指定金融機関等またはコンビニエンスストアで納付してください。期限までに入金を確認できない場合、督促状が送付されます。督促状も納付書を兼ねていますので、記載の納期限までに上記と同様の機関で納付してください。

納期限に間に合わない!どうしたらいいの?

納期限の前に税務課へご相談ください

収入の状況や病気、失業など、さまざまな理由から納期限内に税金を納めることができない場合は、市税務課で納税相談に応じています。何らかの理由により納期限内に納付ができない場合は、まず市税務課債権管理室(☎27-8417)へご相談ください。

税金の納付は便利で確実な口座振替を!

ついうっかりして、税金の納期限が過ぎてしまっていたという経験はありませんか。市は、便利で確実な口座振替での納税をお勧めしています。一度申し込みをすれば、納め忘れを防ぐだけでなく、納期限のたびに金融機関などへ足を運ばなくても納税できるなど、とても便利です。

▼ 口座振替ができる金融機関

- ・岩手銀行 ・北日本銀行 ・東北銀行 ・東北労働金庫 ・宮古信用金庫 ・花巻農業協同組合
- ・岩手県信用漁業協同組合連合会 ・ゆうちょ銀行(郵便局)

納期限までに納めないとどうなるの?

滞納処分(差押え)の執行や延滞金が加算されます

納期限までに納付がない場合、市は納期限から20日以内に督促状を送付します。督促状が送られた場合、督促手数料として100円が加算されます。また、督促状が発送された日から10日以内に納付しない場合、市は財産の差押えを行うこととなります。

なお、滞納すると納期限の翌日から完納の日までの期間に応じて、延滞金が加算されます。

平日の日中は相談に行く時間がないけど...

毎月月末3日間および最終日曜日は、税務課債権管理室窓口を開設

平日の日中に仕事をしている人など、市役所の開庁時間内に相談に来ることができない人のために、毎月月末の3日間(19時15分まで)と最終日曜日(9時~15時)に債権管理室の窓口を開設しています。債権管理室窓口では、市税の納付相談の他、課税内容の相談、直接税金を納付することもできます。日程は、広報かまいし15日号をご覧ください。債権管理室(☎27-8417)へお問い合わせください。

税金の納め方 Q&A

一教えて!こんなとき忘れていませんか?税金の納付一



固定資産税を納める人が亡くなった時はどうしたらいいの?

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)時点の所有者に課税されます。賦課期日後に所有者が亡くなった場合は、相続人に納税義務が承継されますので、相続人が納めてください。

また、資産の所有者が亡くなった時は、事実を知った日から3カ月をめぐりに市税務課へ固定資産現所有者(相続人代表者)の届け出をしてください。正当な理由がなく届け出をしなかったときは、10万円以下の過料に処せられることがあります。

問い合わせ 市税務課 資産税係 ☎27-8489